



# 山形県公報

平成27年11月4日(水)  
第2694号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 民有保安林の指定の解除……………(林業振興課) ……1373
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(同) ……同
- 同……………(同) ……1374

## 告 示

### 山形県告示第929号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。  
平成27年11月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所  
鶴岡市湯野浜字笹立225-25、225-26
- (2) 保安林として指定された目的  
干害の防備
- (3) 保安林解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所  
鶴岡市湯野浜字笹立225-25、225-26
- (2) 保安林として指定された目的  
魚つき
- (3) 保安林解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

### 山形県告示第930号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。  
平成27年11月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西置賜郡小国町大字沼沢字永井道1487-1、1487-2、1488-1、1488-2、1489-1から1489-5まで、1493-1、1493-2、1515-1から1515-6まで、1516-1から1516-5まで、1517-1から1517-3まで、1518-1から1518-3まで、1520-1から1520-4まで、1525-1から1525-8まで、1529-1から1529-4まで、1531-1から1531-3まで、1537-1、1537-2、1541-1、1541-2、1563-1、1563-2、1565-1から1565-3まで、1566-1、1566-2、1567-1、1567-2、1568-1、1568-2、1569-1から1569-3まで、1570-1、1570-2、1571-1、1571-2
- 2 保安林指定の目的  
水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第931号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年11月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 保安林予定森林の所在場所

西村山郡西川町大字大井沢字見附川入2852

## 2 保安林指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）